

農政 やわた



地域計画策定に向けた地区連絡会議（令和6年8月）

目次	農業委員会の主な仕事、各種申請他・・・2、3	通水日程、労災保険他・・・・・・・・・・・・・7
	利用権の手続き・・・・・・・・・・・・・4、5	品評会受賞者一覧 他・・・・・・・・・・・・・8
	農業者年金他・・・・・・・・・・・・・6	

農業委員会活動

農地パトロールの実施

農業委員会では、令和6年8月に農地パトロールを実施しました。

高齢化及び後継者不足等から、各地に荒廃している農地が見られます。このような状態を放置すれば隣接農地に迷惑をかけるほか、廃棄物等を不法投棄される場所になりかねません。

荒廃している農地の所有者には、農地の利用意向調査を行っています。

事情により耕作ができない場合は、各地域の農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局にご相談ください。



先進地視察研修会を実施

先進地視察研修

(11月25日～26日)

石川県野々市市ほか)



農業委員・農地利用最適化推進委員が石川県野々市市、福井県越前市等を訪れ、視察研修を実施しました。

野々市市農業委員会では農業委員会総会を傍聴させて頂いた後、農業委員会の活動や、地域計画目標地図の作成、農地集積についての考え方や取り組み、地域における話し合いの進め方などについてなど様々な意見交換を行いました。また、来年度からは相対契約による農地の貸し借りができなくなり、中間管理機構を介した貸し借りに移行する必要がありますが、その課題についても意見交換を行いました。

直売所は令和5年3月18日、北陸新幹線の新駅「越前たけふ」駅に隣接しオープンした「道の駅越前たけふ」と令和5年4月12日に移転新築オープンした「JA若狭ふれあい市場」の福井県内の2施設を視察しました。どちらもの直売所もお米の販売に力を入れておられ、多くの種類のお米が販売されており、福井県のブランド米「いちほまれ」を使用した多くのお菓子を販売さ

れるなど、6次産業化にも積極的に取り組まれています。

農業委員会では、この視察研修を生かした最適化活動や来年度からの地域計画目標地図の更新に生かしてまいります。

地域計画の更新や、中間管理事業による貸し借りへの移行にもご協力をお願いします。



防犯活動を実施

昨年は全国的に野菜や米の泥棒が多く、本市でもネギの盗難が相次ぎました。市、京都府警、JAと協力し、防犯パトロールを10月2日に実施。内里、岩田などの圃場を現地確認



し、11月18日には、市内農家、JA、京都府警、京都府、市で農作物盗難被害防止会議を開催。市に泥棒が入らない仕組みや防犯カメラの話などを協議しました。今後も、各団体が連携していく旨確認しました。

農業委員会に申請が必要です！

耕作目的の農地の売買等に伴う所有権移転

●農地法第3条に基づく申請が必要です。

農地を農地以外に転用

●農地法第4条、第5条など申請が必要です。

農地に農作業場等を設置

農地を農作業場や従業員駐車場等として利用を考えておられる方は、手続きが必要となる場合がありますので、事前に農業委員会事務局にご相談ください。

※必要書類、各種要件等は農業委員会にご相談ください。

農地への不法盛土にご注意を！！



※田から畑に変更するなど農地に土を入れる場合は、農業委員会の承認が必要となりますので、お考えの方は、農業委員会事務局へご相談ください。



「田んぼに土を入れて畑に変えませんか？」「無料で土を入れますよ！」などと甘い言葉で、農地所有者に近づき、廃棄物混じりの土砂などを山積みされる被害が発生しています。

その結果、所有者が原状回復するよう業者に伝えても、元に戻されず、農地所有者自身が多額の費用をかけて、撤去することになりかねません。

農地を相続したときは届出を！

農地を相続等により取得した方は農業委員会まで届出の義務があります。

「必要書類」

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書（農地の相続等の届出書）

「参考書類」

- ・相続登記済みの登記簿謄本または遺産分割協議書の原本

「提出時期」

- ・農地の相続等を受けた時点からおおむね10ヶ月以内

※農業委員会では、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

詳しくは、農業委員会事務局にお問い合わせください。



令和7年から利用権の手続が変わります！

昨年の農政やわた39号でもお伝えしていましたが、農地の貸し借りの方法、主に利用権といわれているものが、令和7年3月より変わります。本項目では、利用権との違いと注意点などをお知らせしていきます。

まず、利用権と今後の賃借方法の違いですが、左の図に書いてあるように、相対での契約ではなく、農地中間管理機構という組織を間に挟む形になります。農地所有者の方と農地中間管理機構で、農地中間管理機構と耕作者の方で契約する形です。つまり、今まで通り農地所有者の方と耕作者の方が貸し借りを決めて書類を提出し、契約する際に農地中間管理機構が間に入るというような流れです。

次に、注意点についてですが、この令和7年3月までに利用権の設定をされた契約については、その設定した期間が満了するまでは、現契約内容で効力は有効です。この令和7年3月で新たに契約を結びなおす必要はありません。

また、利用権設定以外の農地の賃借

方法として、農地法第3条に基づく賃借契約がありますが、こちらは変わらず手続を行っていただけます。

令和7年3月よりの農地の賃借については、この方法がとれる農地は利用権の頃から変わりません。

今後は、利用権の際に使っていた四枚綴のもの（左ページ参照）は使えなくなる予定です。

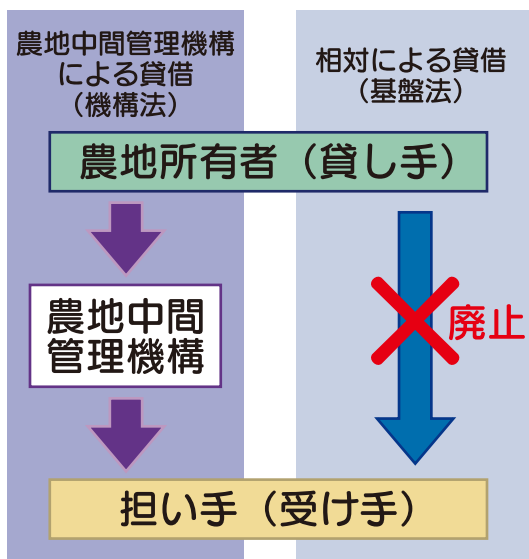
また、新たな制度による事務手続きの期間がかかるため、総会の審議を4月と10月に行うことになります。そのため契約を更新される方には、1月下旬、7月下旬に意向確認の書類を送付します。記入、返送いただいた意向確認書類を基に市の方で農用地利用集積等促進計画に係る申出・同意書及び確認書と農用地利用集積促進計画を作成します。農地の所在の大字ごとや契約期間、契約内容が別々の場合で複数枚の用紙が届きます。また、契約内容、契約期間が一緒で相手違う場合だと、1枚の用紙で届きます。農用地利用集積等促進計画に係る申出・同意書及び確認書には、氏名、住所、農地の所在等を意

向確認書を基に記入しています。確認をしていただき、署名欄（自署）や郵便番号などを記入してください。賃貸借で農地を貸す場合のみ賃料を振り込んで欲しい金融機関口座等を記入してください。農用地利用集積促進計画には、住所、氏名、相手方との間に入っている農地中間管理機構である一般社団法人京都府農業会議の情報、貸し借りする農地の情報、相手方の住所、氏名、契約内容が記載されていますので、確認をお願いします。確認頂き修正があれば修正を、なければ署名いただき返送をお願い致します。

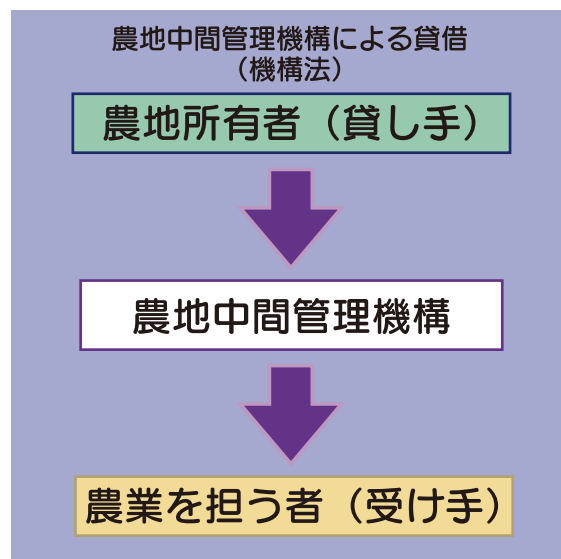
貸し借りについては、本市は今後5月、11月の年2回の公告を予定しています。



これまでの農地貸借



地域計画策定後の農地貸借



廃止される利用権設定の 申請用紙

貸し手用紙

農用地利用集積計画明細書(公告「写」)

貸し手(A) (住所) (実印または捺印)	(氏名) この計画に 同意します (氏名)	借り手(B)の経営等の概況 備考 年齢 () 性別 (男・女) 農業従事日数()
借り手(B) (住所) (実印または捺印)		
貸し借り(利用権設定)をする土地(C)		貸し借り(利用権設定)の内容(D)
所在 町 大字 小字	地番 台 現	面積 (㎡)
利用目的 (作目等)		存続期間 年 月 日 から 年 月 日 まで (年間)
賃借料 円		借賃の支払期日 および支払方法 支払期日 毎年 月 日 支払方法 本人持参 口座振込 その他()
その他 事項		その他 事項

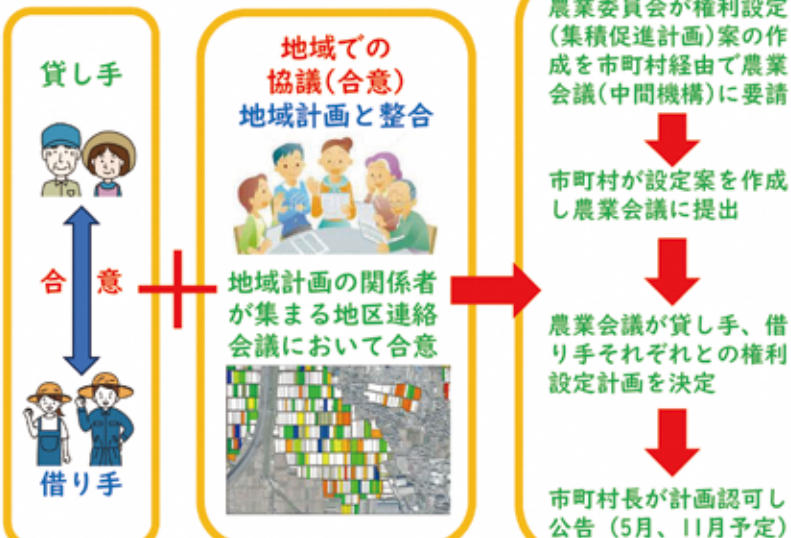
※ この貸し借りについては期間満了をもって自動的に終了し、耕作料の補償は伴いません。

告示日 年 月 日

令和7年4月からの利用権設定の流れ

農地の貸し借りについて、**令和7年度からは、「貸し手」「借り手」と、「地域の話し合い」による3者合意が必要になります。**

利用権設定は、農業委員会、市町村、農業会議（農地中間管理機構）が間に入り貸借契約事務を行い、市町村長が許可します。



農業者年金に加入しましょう！

3つの要件を満たせば

20 歳以上
65 歳未満

※一定の要件を満たす
必要があります。

国民年金
第 1 号
被保険者

保険料免除者を除く

年間60日以上
農業に従事

どなたでも加入できます

農業者年金は、農業者が安定した老後生活を過ごすことができるよう国民年金に上乗せをする公的年金です。少子高齢化時代に強い「積み立て方式（確定拠出型）」で自分が積み立てた保険料とその運用実績により、将来受け取る年金額が決まります。

公的年金なので、その年に支払った保険料の**全額**が所得税・住民税の「**社会保険料控除**」の対象になります。

ご相談は、農業委員会事務局、またはJA京都やましろ八幡市支店でお受けしています。

- 加入の要件 ①20 歳以上、65 歳未満である国民年金の第 1 号被保険者で、国民年金保険料の免除等を受けられていない方。（一定の要件を満たす必要があります。）
②年間60日以上農業に従事している方

以上の要件を満たす場合は、誰でも加入できます。ただし、加入の時点で国民年金基金に加入している場合は、農業者年金に加入できません。

- 保 険 料 保険料は、月額 2 万円を基本とし、6 万 7 千円まで千円単位で選択出来ます。また、保険料はいつでも増額・減額ができます。（35 歳未満の方は、一定の要件を満たせば月額 1 万円から加入できます。）農業者年金に加入した場合は、農業者年金の保険料とあわせて、国民年金の付加保険料（月額 400 円）の納付が必要となります。

- 80歳までの保証つき

年金は終身年金で、生涯支給されますが、仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、80歳まで受け取れるはずであった年金額に相当する金額が、死亡一時金として遺族に支給されます。（年金受給開始を、農業者老齢年金は 65 歳以上 75 歳未満。特例付加年金は 65 歳以上に選択肢がふえました。）

詳細、要件については、八幡市農業委員会もしくは JA、農業者年金基金にお問い合わせください。

私も農業者年金に加入しています！

子どもが生まれたこと、台風で被害にあったことから将来の不安を感じ、加入しました。

利率が良く、節税もできるところに魅力を感じています。



西村和晃さん

令和 7 年度の通水日程について（お知らせ）

※下記日程を厳守してください。

区分	A 日程 ボーリングポンプ 苗代用	B 日程 ボーリングポンプ 田植え・代掻き用	C 日程 木津川揚水ポンプ 田植え・代掻き用
岩田	5 月 1 日	戸 津 6 月 4 日 戸津以外 6 月 7 日	戸 津 6 月 4 日 戸津以外 6 月 7 日
川口	5 月 1 日	6 月 7 日	6 月 4 日

※A日程ポンプによる用水は苗代以外の用途には絶対に使用しないようお願いします。

※苗の申込みに関するご質問は JA 八幡市支店までお願いします。

※その他ご質問は各地区実行組合若しくは連合会（TEL.971-0255）までお願いします。

※各日程とも終了日は 10 月 15 日です。

※C日程戸津向けは盛戸と舞台の一部を含みます。

八幡市農家実行組合等連合会

農作業中の事故への補償

労災保険 「特別加入制度」

加入保険料の一部を八幡市が助成しています。

※詳しくは、

JA 京都やましろ八幡市支店へ

TEL：075-981-1315

農業経営に安心を備える

収入保険に 加入しませんか？

自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。

※詳しくは、

京都府農業共済組合山城支所へ

TEL：0774-62-8611

お悔やみ

長村信幸前農業委員会
会長が昨年11月2日にご
逝去されました。委員
会一同、ご逝去を悼み、
謹んでおくやみを申し上
げます。

全国農業新聞を購読 しませんか！

農業経営と暮らしに役立つ情報が満載です。お申し込みは農業委員会事務局へ（TEL.983-5621）

●発行 毎週金曜日

●購読料 月額700円

令和6年度 品評会受賞者一覧

第14回 八幡市農産物品評会

日笠 宏美	京都府知事賞（ネギ）
東川 輝雄	八幡市長賞（ハウレンソウ）
道本 悟江	八幡市議会議長賞（白菜）
古里 治彦	山城地域農業振興協議会会長賞（ブロッコリー）
田中 強	全国農業協同組合連合会 京都府本部運営委員会会長賞（マルダイコン）
西村 忠雄	八幡市農業委員会会長賞（金時ニンジン）
東 芳光	京都やましろ農業協同組合組合長賞（バラ ラプソディー）
江守千代子	京都やましろ農業協同組合八幡市支店運営協議会会長賞（赤カブ）
上杉 篤	京印京都南部青果株式会社社長賞（イチゴ）



日笠宏美氏

第51回 八幡市農業青年クラブ農産物品評会

西村 和晃	京都府府知事賞（トマト）
角田 和宏	山城地域農業振興協議会会長賞（エダマメ）
古里 治彦	八幡市長賞（ホワイトコーン）
東川 輝雄	八幡市農業委員会会長賞（コマツナ）
日笠 宏美	京都やましろ農業協同組合長賞（ネギ）
佐野 富彦	京都やましろ農業協同組合八幡支店運営協議会会長賞（万願寺トウガラシ）
福田 泰之	八幡市農業青年クラブ会長賞（キュウリ）



第47回 八幡市茶品評会

森田 正彦	京都府知事賞
福井 富子	京都府茶業会議所会頭賞
菊岡 靖弘	京都府農業協同組合中央会会長賞
金森 一幸	山城地域農業振興協議会会長賞
佐藤 良子	京都府茶生産協議会会長賞
株式会社 GreenTea & Rice Farm Yoshida, Kyoto Yawata 代表取締役	
吉田 圭吾	全国農業協同組合連合会京都府本部運営委員会会長賞



編集後記

本市の農業振興、とりわけ新規就農者の野菜栽培指導や組織づくりに尽力された長村信幸前会長がお亡くなりになりました。ご冥福をお祈りいたします。

さて、農村地域では、人口減少と高齢化が急速に進み、農家実行組合の役員の方々は兼務も多く負担が大きくなっています。特に、農家実行組合の用水管理、用水維持には、田植えから稲刈りなどの忙しい時期に止堰を管理いただき住宅浸水の防止にも貢献頂いていることに感謝申し上げます。

そして、農業資材や機械、人件費等、高騰に異常気象等で、農家の経営を圧迫している現状です。各組織が高齢化及び人口減に対応して継続維持できるような組織にするため、活動内容、提供するサービスレベルを見直さないと、農村地域に人が戻らないと危惧します。

編集委員 一同

編集委員

長村 芳治 信幸
奥村 美和 子
猪飼 茂男
西川 亮哉
符川 真哉
岩崎 靖人
梶浦 毅原